



## 医労連共済給付に必要な書類についてのお知らせ

# 診断書について

連日の奮闘に敬意を表します。

医労連共済の給付申請には、必要な書類が幾つかあります。5月27日（発文書1351号）で、「診断書」に関するお願いを出しています。改めて「診断書」についてご説明いたします。

支払い共済金（注：治療費用の額ではありません）が、10万円以内であっても、診断書が必要となる場合があります。

「診断書」は主治医が記載するものです。給付申請者本人が記入するのは、診断書の右上にある「主治医殿」とある、同意欄の囲みの中のみですので、**ご注意ください。**

要注意

主治医殿 症状・治療内容等について、医労連共済より照会があった場合には、ご説明いただくことに同意しますのでお願いします。

被共済者署名 \_\_\_\_\_ 印

（未成年者の場合は親権者）

※被共済者とは事由発生者のことです

診断書は、医師が記載するものです。申請者ご本人が、加筆した場合、医労連共済では公正な給付実務を進めるためにも、「個人共済事業規約第18条（契約解除）本部は、契約者、被共済者、共済金受取人のいずれかが、次の行為を行ったときは、契約を解除する。（1）加入申込書又は共済金給付請求書類に不実の記載を行ったとき。」に該当するものとして契約そのものが解除になる場合があります。

※診断書は医師のみが記載するものですので、くれぐれもご注意ください。給付に必要な申請は、組合を通して行います。必要書類は、組合、もしくは医労連共済のホームページからも、印刷できるようになっています。

医労連共済ホームページ <http://www.iro-kyosai.jp>